

インボイス制度 (適格請求書等保存制度) 導入で実務はどう変わるか



令和5年10月1日より始まるインボイス制度（適格請求書等保存制度）について、適格請求書発行事業者の登録申請の提出期限が令和5年3月31日に迫っている。

今回の特集では令和4年「税理士によるセミナー」でもご講演いただいた sample sample sample
まだ事業者登録を検討している事業者は、登録期限までに登録を済ませておきたい。登録手順について確認をしていただき、制度開始に備えていただきたい。

（執筆）

白井税理士事務所 税理士 白井 一馬 氏

- 1 インボイス制度とは
- 2 なぜインボイス制度が必要なのか
- 3 課税仕入れ等に係る消費税額の把握は意外と困難
- 4 インボイス（適格請求書等）の書き方について

sample

sample

sample

- 7 免税事業者問題
- 8 国税庁適格請求書発行事業者公表サイト
- 9 どうなる免税事業者問題
- 10 経過措置について
- 11 簡易課税を選択し

sample

sample

sample